

第 2 回嬉野市議会定例会
(議案資料)

嬉 野 市

議案 番号	議案資料名	頁
4 1	嬉野市税条例の一部を改正する条例新旧対照表	1
4 2	嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表	1 1
4 3	嬉野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表	1 3
4 8	嬉野市社会文化会館条例の一部を改正する条例新旧対照表	1 4
4 9	嬉野市子ども並びに小学生及び中学生の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表	1 5
5 0	嬉野市新市建設計画（まちづくり計画）変更に係る新旧対照表	1 8
5 1	市道路線認定位置図	2 1
5 2	佐賀縣市町総合事務組合理約の一部を変更する規約新旧対照表	2 2

嬉野市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>第6条 削除</p>	<p>附 則</p> <p><u>(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)</u></p> <p>第6条 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条第1項第1号に規定する居住用財産の譲渡損失の金額（以下第3項までにおいて「<u>居住用財産の譲渡損失の金額</u>」<u>という。</u>）がある場合には、当該居住用財産の譲渡損失の金額については、<u>法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は、適用しない。</u>ただし、<u>当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該居住用財産の譲渡損失の金額以外の居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定は、当該居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。</u></p> <p>3 <u>所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「<u>通算後譲渡損失の金額</u>」<u>という。</u>）は、当該納税義務者が前年12月31日において当該通算後譲渡損失の金額に係る租税特別措置法第41条の5第7項第1号に規定する買換資産に係る同項第4号に規定する住宅借入金等</u></p>

の金額を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について前項の申告書を提出した場合であつて、その後の年度分の市民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第5項第1号の規定により読み替えて適用される同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出しているときに限り、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の市民税に係る附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の市民税の所得割については、この限りでない。

4 附則第16条の4第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、附則第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項又は第20条の2第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第20条の2第1項に規定す

る先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）」とする。

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第36条の2第5項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第6条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「第1項の申告書又は同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式(別表)による申告書」とする。

(2) 第36条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書()とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第41条の5第12項第3号の規定により読み替えて適用される所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「第3項若しくは第4項又は附則第6条第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「第3項若しくは第4項又は附則第6条第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」とする。

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第6条の2 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条の2第1項第1号に規定する特定居住用財産の譲渡損失の金額(以下第3項までにおいて「特定居住用財産の譲渡損失の金額」という。)がある場合には、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住

用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2 前項の規定は、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

3 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条の2第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。）は、特定居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について前項の申告書を提出した場合であつて、その後の年度分の市民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第5項第1号の規定により読み替えて適用される同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出しているときに限り、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の市民税に係る附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の市民税の所得割については、この限りでない。

4 附則第16条の4第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、附則第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項又は第20条の2第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）」とする。

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第36条の2第5項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第6条の2第3項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「第1項の申告書又は同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式（別表）による申告書」とする。

(2) 第36条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第41条の5の2第12項第3号の規定により読み替えて適用される所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「第3項若しくは第4項又は附則第6条の2第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5

項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「、第3項若しくは第4項又は附則第6条の2第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」とする。

(阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例)

第6条の3 所得割の納税義務者の選択によ

り、法附則第4条の3第4項に規定する阪神・淡路大震災により受けた損失の金額については、平成6年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該阪神・淡路大震災により受けた損失の金額は、その者の平成8年度分以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成7年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る阪神・淡路大震災により受けた損失の金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族に係る前項に規定する損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該親族の平成8年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成7年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、平成7年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から平成30年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～8 (略)

9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

1 納税義務者の住所及び氏名又は名称

2 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

3 家屋の建築年月日及び登記年月日

4 耐震改修が完了した年月日

5 施行規則第7条第11項に規定する補助の

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から平成27年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～8 (略)

算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

6 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から平成26年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から平成26年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する

市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)

第21条 第56条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第56条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

第21条の2 法附則第41条第9項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第9項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類

(2) 次に掲げる事項を記載した書類

ア 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び

市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)

第21条 平成21年度分から平成25年度分までの固定資産税に係る第56条の規定の適用については、同条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「公益社団法人若しくは公益財団法人（法附則第41条第3項の規定により公益社団法人又は公益財団法人とみなされる法人を含む。）」とする。

2 第56条の規定は、法附則第41条第11項第1号から第5号までに掲げる固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者について準用する。この場合において、第56条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第11項に規定する移行一般社団法人等」と読み替えるものとする。

第21条の2 法附則第41条第15項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第15項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類

(2) 次に掲げる事項を記載した書類

ア 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び

地積並びにその用途

イ 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

ウ 法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途

(3)～(5) (略)

び地積並びにその用途

イ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

ウ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途

(3)～(5) (略)

嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>16万円</u>とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>14万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>14万円</u>とする。</p> <p>(既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収)</p> <p>第18条 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第24条の36に規定する額を、特別徴収の方</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>14万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>14万円</u>とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>12万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>12万円</u>とする。</p> <p>(既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収)</p> <p>第18条 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第24条の37第1項に規定する額を、特別徴</p>

法によって徴収する。

2 (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円）の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき45万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ (略)

収の方法によって徴収する。

2 (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円）の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者（当該納税義務者を除く。）及び特定同一世帯所属者（当該納税義務者を除く。）1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき35万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ (略)

嬭野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部分を改正する条例の新旧対照表

改正案

現行

別表 (第2条関係)

退職報償金支給額表

階級	勤務年数					
	5年以上 10年未 満	10年以 上15年 未満	15年以 上20年 未満	20年以 上25年 未満	25年以 上30年 未満	30年以 上
団長	239,0 00円	344,0 00円	459,0 00円	594,0 00円	779,0 00円	979,0 00円
副団長	229,0 00円	329,0 00円	429,0 00円	534,0 00円	709,0 00円	909,0 00円
分団長	219,0 00円	318,0 00円	413,0 00円	513,0 00円	659,0 00円	849,0 00円
副分団 長	214,0 00円	303,0 00円	388,0 00円	478,0 00円	624,0 00円	809,0 00円
部長・ 班長	204,0 00円	283,0 00円	358,0 00円	438,0 00円	564,0 00円	734,0 00円
団員	200,0 00円	264,0 00円	334,0 00円	409,0 00円	519,0 00円	689,0 00円

別表 (第2条関係)

退職報償金支給額表

階級	勤務年数					
	5年以上 10年未 満	10年以 上15年 未満	15年以 上20年 未満	20年以 上25年 未満	25年以 上30年 未満	30年以 上
団長	189,0 00円	294,0 00円	409,0 00円	544,0 00円	729,0 00円	929,0 00円
副団長	179,0 00円	279,0 00円	379,0 00円	484,0 00円	659,0 00円	859,0 00円
分団長	169,0 00円	268,0 00円	363,0 00円	463,0 00円	609,0 00円	799,0 00円
副分団 長	164,0 00円	253,0 00円	338,0 00円	428,0 00円	574,0 00円	759,0 00円
部長・ 班長	154,0 00円	233,0 00円	308,0 00円	388,0 00円	514,0 00円	684,0 00円
団員	144,0 00円	214,0 00円	284,0 00円	359,0 00円	469,0 00円	639,0 00円

嬉野市社会文化会館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案				現 行			
2 附属設備使用料				2 附属設備使用料			
区 分		使 用 料		区 分		使 用 料	
文化 ホール	放送設備 (一式)	1回当り	1,000円	文化 ホール	放送設備 (一式)	1回当り	1,000円
	舞台照明 設備 (一式)	1時間 当り	500円		舞台照明 設備 (一式)	1時間 当り	500円
メイン アリーナ	放送設備 (一式)	1回当り	1,000円	メイン アリーナ	放送設備 (一式)	1回当り	1,000円
共 通	プロジェ クタ	1回当り	1,000円	共 通	プロジェ クタ	1回当り	1,000円
	楽器演奏 用機材 (一式)	1時間 当り	1,000円		楽器演奏 用機材 (一式)	1時間 当り	1,000円

嬉野市子ども並びに小学生及び中学生の医療費の助成に関する条例の一部を改正する
 条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>○<u>嬉野市子育て支援医療費の助成に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、子どもの医療に要する医療費について助成することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、<u>出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</u></p> <p>2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護するものをいう。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(助成対象者)</p> <p>第3条 この条例に定める子どもの医療費の助成を受けることのできる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する子どもの保護者とする。</p>	<p>○<u>嬉野市子ども並びに小学生及び中学生の医療費の助成に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>子ども並びに小学生及び中学生</u>の医療に要する医療費について助成することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もって<u>子ども並びに小学生及び中学生</u>の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、<u>満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</u></p> <p>2 <u>この条例において「小学生」とは、満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</u></p> <p>3 <u>この条例において「中学生」とは、満12歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</u></p> <p>4 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で<u>子ども及び小学生</u>を現に監護するものをいう。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>(助成対象者)</p> <p>第3条 この条例に定める<u>子ども並びに小学生及び中学生</u>の医療費の助成を受けることのできる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する<u>子ども並びに小学生及び中学生</u>の保護者とする。</p>

(1)～(4) (略)

2 助成対象者は、次に掲げる者に区分するものとする。

(1) 出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下「第1号対象者」という。）の保護者

(2) 6歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下「第2号対象者」という。）の保護者

(助成)

第4条 市長は、助成対象者が保険給付を受けた場合は、次のとおり助成するものとする。

(1) 助成対象者が佐賀県内の保険医療機関等及び佐賀県外の保険医療機関等であつて市長が別に定めるものにおいて第1号対象者に係る保険給付を受けた場合は、その一部負担金に相当する額から保険医療機関等が保険者に請求する診療報酬明細書ごとに、通院の場合は1回の受診につき上限500円を2回目の受診まで控除をした額を、入院の場合は上限1,000円を控除した額を助成するものとする。ただし、薬局については、一部負担金に相当する額を助成するものとする。

(2) 助成対象者が第2号対象者に係る保険給付を受けた場合は、支払った一部負担金から、第2号対象者一人につき各月500円の自己負担額を控除した額を助成するものとする。

(3) 助成対象者が、子どもに係る保険給付につき医療費の全額を負担した場合においては、前2号の規定を準用し、助成するものとする。

(4) (略)

(受給資格証)

第5条 この条例による第1号対象者の保護者は、規則の定めるところにより、受給資格の

(1)～(4) (略)

第4条 市長は、助成対象者が保険給付を受けた場合は、次のとおり助成するものとする。

(1) 助成対象者が佐賀県内の保険医療機関等及び佐賀県外の保険医療機関等であつて市長が別に定めるものにおいて子どもに係る保険給付を受けた場合は、その一部負担金に相当する額から保険医療機関等が保険者に請求する診療報酬明細書ごとに、通院の場合は1回の受診につき上限500円を2回目の受診まで控除をした額を、入院の場合は上限1,000円を控除した額を助成するものとする。ただし、薬局については、一部負担金に相当する額を助成するものとする。

(2) 助成対象者が小学生及び中学生に係る保険給付を受けた場合は、支払った一部負担金から、小学生及び中学生一人につき各月500円の自己負担額を控除した額を助成するものとする。

(3) 助成対象者が、子ども並びに小学生及び中学生に係る保険給付につき医療費の全額を負担した場合においては、第1号の規定を準用し、助成するものとする。

(4) (略)

(受給資格証)

第5条 この条例による子どもの保護者は、規則の定めるところにより、受給資格の登録を

登録を受け、受給資格証の交付を受けなければならない。

- 2 前条第1号に規定する保険医療機関等において保険給付を受ける場合、第1号対象者の保護者は、当該保険医療機関等に受給資格証を提示するものとする。

(助成期間)

第6条 助成期間は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までとする。

(助成の制限)

第8条 第4条の規定にかかわらず、子どもの保険給付について、その原因が第三者の行為によって生じたものであり、かつ、その医療に要する費用の全部又は一部につき第三者から賠償等が行われるときは、その限度において助成をしないものとする。

(届出等の義務)

第9条 第1号対象者の保護者は、第1号対象者について、第5条の受給資格の登録内容に変更が生じた場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 第1号対象者の保護者は、助成期間終了及び転出等の理由により受給資格を喪失した場合は、速やかに、市長に受給資格証を返納しなければならない。

受け、受給資格証の交付を受けなければならない。

- 2 前条第1号に規定する保険医療機関等において保険給付を受ける場合、子どもの保護者は、当該保険医療機関等に受給資格証を提示するものとする。

(助成期間)

第6条 助成期間は、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までとする。

(助成の制限)

第8条 第4条の規定にかかわらず、子ども並びに小学生及び中学生の保険給付について、その原因が第三者の行為によって生じたものであり、かつ、その医療に要する費用の全部又は一部につき第三者から賠償等が行われるときは、その限度において助成をしないものとする。

(届出等の義務)

第9条 子どもの保護者は、子どもについて、第5条の受給資格の登録内容に変更が生じた場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 子どもの保護者は、助成期間終了及び転出等の理由により受給資格を喪失した場合は、速やかに、市長に受給資格証を返納しなければならない。

嬉野市新市建設計画(まちづくり計画)変更に係る新旧対照表

新(変更案)		旧(現行)	
該当ページ	項目名	平成 年 月 日改正	嬉野市
表紙	1. はじめに (2) 計画策定の方針 ③ 計画の期間	平成17年	嬉野町塩田町合併協議会
P3		本計画の期間は、平成18年度から平成27年度までの10ヵ年とします。	本計画の期間は、平成18年度から平成27年度までの10ヵ年とします。
P66	8. 財政計画(本文)	<p>本財政計画は、新市の15年間の財政運営の指針として、歳入・歳出を各項目ごとに、現況及び過去の実績や経済情勢等を勘案しながら推計し、普通会計ベースで作成したものです。</p> <p>【歳入】 地方交付税の内容 普通交付税については平成25年度の地方財政計画に基づくとともに、普通交付税の算定の特例(合併算定替)制度が適用されることを前提として推計しています。また合併に伴う普通交付税・特別交付税の合併支援を見込んでいます。さらに、合併特例債や臨時財政対策債及び減税補てん債等に係る償還額の交付税措置分を見込んでいます。</p> <p>地方債の内容 また、通常債として合併特例債を活用する以外の投資的事業に係る起債を見込むとともに、平成25年度地方財政計画に基づく臨時財政対策債の借入額を見込んでいます。</p>	<p>本財政計画は、新市の10年間の財政運営の指針として、歳入・歳出を各項目ごとに、現況及び過去の実績や経済情勢等を勘案しながら推計し、普通会計ベースで作成したものです。</p> <p>【歳入】 地方交付税の内容 普通交付税については平成17年度の地方財政計画に基づくとともに、普通交付税の算定の特例(合併算定替)制度が適用されることを前提として推計しています。また合併に伴う普通交付税・特別交付税の合併支援を見込んでいます。さらに、合併特例債や臨時財政対策債及び減税補てん債等に係る償還額の交付税措置分を見込んでいます。</p> <p>地方債の内容 また、通常債として合併特例債を活用する以外の投資的事業に係る起債を見込むとともに、平成17年度地方財政計画に基づく減税補てん債及び臨時財政対策債の借入額を見込んでいます。</p>
P68	8. 財政計画(表)	別紙のとおり (平成18年度から平成32年度までの15年間の歳入及び歳出を各区分ごとに、決算額(見込みを含む)又は推計した数値により計画表を作成)	別紙のとおり (平成18年度から平成27年度までの10年間の歳入及び歳出を各区分ごとに、推計した数値により計画表を作成)
裏表紙		改正日 平成 年 月 日 編集・発行 嬉野市役所 〒849-1492 佐賀県嬉野市塩田町 大字馬場下甲1769番地 TEL 0954-66-3111 FAX 0954-66-3119	発行日 平成17年3月 編集・発行 嬉野町塩田町合併協議会 〒843-0301 佐賀県藤津郡嬉野町 大字下宿乙1298番地 TEL 0954-20-4511 FAX 0954-20-4515

澁野市(新市建設計画)まちづくり計画現行

旧(現行)

区分	(単位:百万円)										
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
地方税	2,491	2,491	2,490	2,445	2,438	2,427	2,416	2,405	2,394	2,383	
地方譲与税	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	
地方交付税	3,772	3,588	3,462	3,278	3,445	3,453	3,510	3,567	3,623	3,680	
普通交付税	3,205	3,143	3,082	3,019	3,186	3,194	3,251	3,308	3,364	3,421	
特別交付税	567	445	380	259	259	259	259	259	259	259	
各種交付金	402	402	402	402	402	402	402	402	402	402	
分担金・負担金	201	201	201	201	201	201	201	201	201	201	
使用料・手数料	127	127	127	127	127	127	127	127	127	127	
国庫支出金	1,296	1,307	1,318	1,224	1,227	1,225	1,223	1,215	1,209	1,204	
国有提供施設交付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
県支出金	611	616	620	619	621	520	517	508	503	498	
財産収入	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
繰入金	0	0	90	426	309	402	315	156	21	237	
繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
諸収入	269	269	269	258	248	238	238	233	233	233	
地方債	4,258	1,242	1,226	1,207	1,207	1,207	1,207	1,207	1,207	876	
繰入合計	13,609	10,425	10,387	10,369	10,407	10,384	10,338	10,204	10,102	10,023	

【歳出】

区分	(単位:百万円)										
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
人件費	1,886	1,871	1,836	1,791	1,764	1,715	1,667	1,601	1,545	1,498	
物件費	1,030	979	928	902	876	849	824	799	775	768	
維持補修費	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	
扶助費	1,786	1,836	1,889	1,942	1,942	1,942	1,942	1,942	1,942	1,942	
補助費等	1,402	1,382	1,363	1,331	1,301	1,273	1,246	1,220	1,195	1,195	
公債費	1,296	1,385	1,478	1,496	1,642	1,673	1,690	1,697	1,636	1,603	
積立金	340	241	131	131	131	131	131	131	131	131	
投資及び出資金・貸付金	188	188	188	188	188	188	188	188	188	188	
繰出金	994	1,013	1,044	1,058	1,033	1,083	1,120	1,096	1,160	1,168	
投資的経費	4,668	1,511	1,511	1,511	1,511	1,511	1,511	1,511	1,511	1,511	
歳出合計	13,609	10,425	10,387	10,369	10,407	10,384	10,338	10,204	10,102	10,023	

嬉野市新市建設計画(まちづくり計画)変更案

新(変更案)

項目名

P 68 8.財政計画

決算額

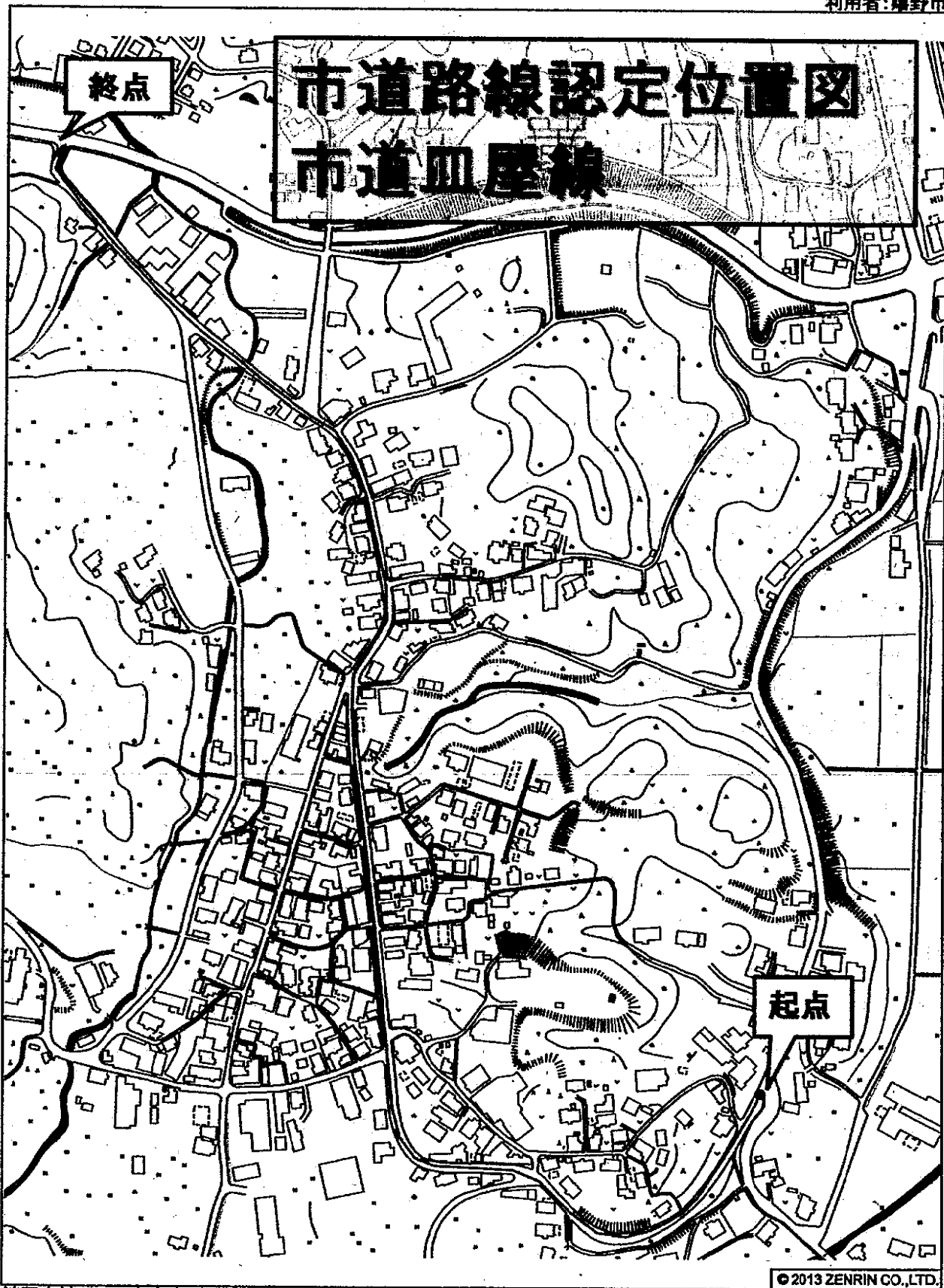
財政計画

区分	決算額															財政計画	
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	(単位:百万円)	
地方税	2,559	2,656	2,626	2,536	2,416	2,551	2,518	2,519	2,514	2,509	2,504	2,499	2,494	2,489	2,484		
地方譲与税	350	152	145	128	123	122	114	114	114	114	114	114	114	114	114		
地方交付税	3,925	3,977	4,291	4,408	4,745	4,850	4,734	4,758	4,823	4,888	4,907	4,776	4,668	4,558	4,446		
普通交付税	3,363	3,504	3,805	3,919	4,232	4,325	4,241	4,308	4,373	4,438	4,457	4,326	4,218	4,108	3,996		
特別交付税	562	473	486	489	513	525	493	450	450	450	450	450	450	450	450		
各種交付金	379	359	336	324	333	307	282	253	253	253	253	253	253	253	253		
分担金・負担金	234	241	248	248	249	254	258	198	281	278	278	274	272	272	272		
使用料・手数料	124	123	119	272	285	272	269	271	273	273	273	273	273	273	273		
国庫支出金	1,112	1,543	1,253	2,336	1,559	1,613	1,867	3,191	2,065	2,076	2,102	2,052	1,674	2,412	1,813		
国有提供施設交付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
県支出金	912	978	847	1,064	1,193	1,172	1,210	1,067	958	938	935	933	937	936	937		
財産収入	12	123	24	17	88	80	16	15	15	15	15	15	15	15	15		
寄付金	0	0	7	4	3	4	2	1	0	0	0	0	0	0	0		
繰入金	218	394	238	194	98	349	329	1,114	53	10	282	212	296	432	259		
繰越金	275	435	505	452	600	540	635	624	276	0	0	0	0	0	0		
雑収入	350	487	331	342	283	385	378	443	403	425	432	514	420	410	397		
地方債	937	758	563	894	985	960	1,951	2,966	1,262	1,333	1,282	1,203	772	1,960	953		
歳入合計	11,387	12,226	11,533	13,219	12,960	13,439	14,563	17,534	13,290	13,112	13,377	13,118	12,188	13,824	12,216		

決算額

財政計画

区分	決算額															財政計画	
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	(単位:百万円)	
人件費	2,022	2,086	1,930	1,902	1,835	2,012	1,984	1,996	1,957	1,917	1,879	1,841	1,805	1,768	1,733		
物件費	1,048	1,116	1,152	1,546	1,625	1,529	1,361	1,412	1,377	1,343	1,309	1,276	1,244	1,213	1,183		
維持補修費	13	9	7	8	6	11	15	39	20	20	20	20	20	20	20		
扶助費	1,886	1,987	2,005	2,142	2,559	2,692	2,837	2,858	2,872	2,887	2,901	2,916	2,930	2,945	2,960		
補助費等	1,429	1,481	1,382	2,032	1,430	1,497	1,431	1,512	1,527	1,542	1,558	1,574	1,589	1,605	1,621		
公債費	1,255	1,388	1,388	1,517	1,230	1,235	1,196	1,213	1,297	1,353	1,484	1,483	1,433	1,381	1,368		
積立金	356	356	439	323	1,014	618	1,060	1,139	20	20	20	20	20	20	20		
投資及び出資金・賞	172	171	163	177	244	320	230	229	229	229	229	229	229	229	229		
繰入金	1,286	1,303	1,395	1,529	1,532	1,521	1,644	1,742	1,891	1,767	1,835	1,891	1,938	1,911	1,948		
投資的経費	1,485	1,824	1,199	1,443	945	1,369	2,181	5,119	2,100	2,034	2,142	1,868	980	2,732	1,134		
繰出合計	10,952	11,721	11,081	12,619	12,420	12,804	13,939	17,259	13,290	13,112	13,377	13,118	12,188	13,824	12,216		



壙野市壙野町 大字吉田丁付近

縮尺 1 / 3,668 | 1100m

佐賀県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約新旧対照表

変 更 案		現 行	
<p>別表第1 (第2条関係) 組合を組織する地方公共団体</p> <p>佐賀市 唐津市 鳥栖市 多久市 伊万里市 武雄市 鹿島市 小城市 嬉野市 神埼市 吉野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町 玄海町 有田町 大町町 江北町 白石町 太良町 西佐賀水道企業団 天山地区共同衛生処理場組合 杵東地区衛生処理場組合 鹿島・藤津地区衛生施設組合 有田磁石場組合 杵藤地区広域市町村圏組合 鳥栖・三養基地区消防事務組合 杵島工業用水道企業団 天山地区共同斎場組合 伊万里・有田地区医療福祉組合 佐賀東部水道企業団 脊振共同塵芥処理組合 鳥栖地区広域市町村圏組合 佐賀西部広域水道企業団 伊万里・有田地区衛生組合 三養基西部葬祭組合 佐賀中部広域連合 三神地区環境事務組合 鳥栖・三養基西部環境施設組合 佐賀県後期高齢者医療広域連合 <u>佐賀県西部広域環境組合</u> <u>伊万里・有田消防組合</u></p>		<p>別表第1 (第2条関係) 組合を組織する地方公共団体</p> <p>佐賀市 唐津市 鳥栖市 多久市 伊万里市 武雄市 鹿島市 小城市 嬉野市 神埼市 吉野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町 玄海町 有田町 大町町 江北町 白石町 太良町 西佐賀水道企業団 天山地区共同衛生処理場組合 杵東地区衛生処理場組合 鹿島・藤津地区衛生施設組合 有田磁石場組合 杵藤地区広域市町村圏組合 鳥栖・三養基地区消防事務組合 杵島工業用水道企業団 天山地区共同斎場組合 伊万里・有田地区医療福祉組合 佐賀東部水道企業団 脊振共同塵芥処理組合 鳥栖地区広域市町村圏組合 佐賀西部広域水道企業団 伊万里・有田地区衛生組合 三養基西部葬祭組合 佐賀中部広域連合 三神地区環境事務組合 鳥栖・三養基西部環境施設組合 佐賀県後期高齢者医療広域連合 <u>佐賀県西部広域環境組合</u></p>	
<p>別表第2 (第3条関係) 組合の共同処理する事務と組合市町</p>		<p>別表第2 (第3条関係) 組合の共同処理する事務と組合市町</p>	
<p>第3条第1号 に関する事務</p>	略	<p>第3条第1号 に関する事務</p>	略
<p>第3条第2号 から第6号ま でに関する事 務</p>	略	<p>第3条第2号 から第6号ま でに関する事 務</p>	略

<p>第3条第7号 に関する事務</p>	<p>多久市 武雄市 鹿島市 小城市 嬉野市 神崎市 吉野ヶ里町 基山町 上峰 町 みやき町 玄海町 有 田町 大町町 江北町 白 石町 太良町 西佐賀水道 企業団 天山地区共同衛生 処理場組合 杵東地区衛生 処理場組合 鹿島・藤津地 区衛生施設組合 有田磁石 場組合 杵藤地区広域市町 村圏組合 鳥栖・三養基地 区消防事務組合 杵島工業 用水道企業団 天山地区共 同斎場組合 伊万里・有田 地区医療福祉組合 佐賀東 部水道企業団 脊振共同塵 芥処理組合 鳥栖地区広域 市町村圏組合 佐賀西部広 域水道企業団 伊万里・有 田地区衛生組合 三養基西 部葬祭組合 佐賀中部広域 連合 三神地区環境事務組 合 鳥栖・三養基西部環境 施設組合 佐賀県後期高齢 者医療広域連合 <u>佐賀県西 部広域環境組合</u> 伊万里・ 有田消防組合</p>	<p>第3条第7号 に関する事務</p>	<p>多久市 武雄市 鹿島市 小城市 嬉野市 神崎市 吉野ヶ里町 基山町 上峰 町 みやき町 玄海町 有 田町 大町町 江北町 白 石町 太良町 西佐賀水道 企業団 天山地区共同衛生 処理場組合 杵東地区衛生 処理場組合 鹿島・藤津地 区衛生施設組合 有田磁石 場組合 杵藤地区広域市町 村圏組合 鳥栖・三養基地 区消防事務組合 杵島工業 用水道企業団 天山地区共 同斎場組合 伊万里・有田 地区医療福祉組合 佐賀東 部水道企業団 脊振共同塵 芥処理組合 鳥栖地区広域 市町村圏組合 佐賀西部広 域水道企業団 伊万里・有 田地区衛生組合 三養基西 部葬祭組合 佐賀中部広域 連合 三神地区環境事務組 合 鳥栖・三養基西部環境 施設組合 佐賀県後期高齢 者医療広域連合 <u>佐賀県西 部広域環境組合</u></p>
<p>第3条第8号 に関する事務</p>	<p>略</p>	<p>第3条第8号 に関する事務</p>	<p>略</p>
<p>第3条第9号 に関する事務</p>	<p>略</p>	<p>第3条第9号 に関する事務</p>	<p>略</p>
<p>第3条第10号 に関する事務</p>	<p>略</p>	<p>第3条第10号 に関する事務</p>	<p>略</p>